

土壤汚染対策法で規定する特定有害物質及び区域の指定基準

特定有害物質の種類 (施行令第1条)		指定基準 (規則第31条)		
		土壌溶出量基準 単位: mg/L	土壌含有量基準 単位: mg/kg	
第一種	揮発性有機化合物	四塩化炭素	0.002 以下	—
		1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
		1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
		1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
		ジクロロメタン	0.02 以下	—
		テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
		1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
		トリクロロエチレン	0.03 以下	—
		ベンゼン	0.01 以下	—
		クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下 (平成29年4月1日施行)	—
第二種	重金属等	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下
		六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
		シアン化合物	検出されないこと	遊離シアンとして 50 以下
		水銀及びその化合物	0.0005 以下	15 以下
		うちアルキル水銀	検出されないこと	
		セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
		鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
		砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
		ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
		ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
第三種	農薬等	シマジン	0.003 以下	—
		チオベンカルブ	0.02 以下	—
		チウラム	0.006 以下	—
		ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—
		有機りん化合物	検出されないこと	—